

# 平成25年4月1日から 「空き家等の適正な管理に関する条例」 が施行されます

空き家になっている家屋などの所有者に適正な管理を義務付けるとともに、老朽化や自然災害などで倒壊や建築資材の飛散などのおそれがある場合や、不特定者の侵入を容易に許し、放火や犯罪を誘発するおそれがある空き家の所有者に対して、適正に管理するための指導、勧告、公表、命令の措置をとるほか、そのまま改善がされずに放置され、著しく危険な状態にある場合には、行政代執行を行うことも視野に入れた条例を制定しました。

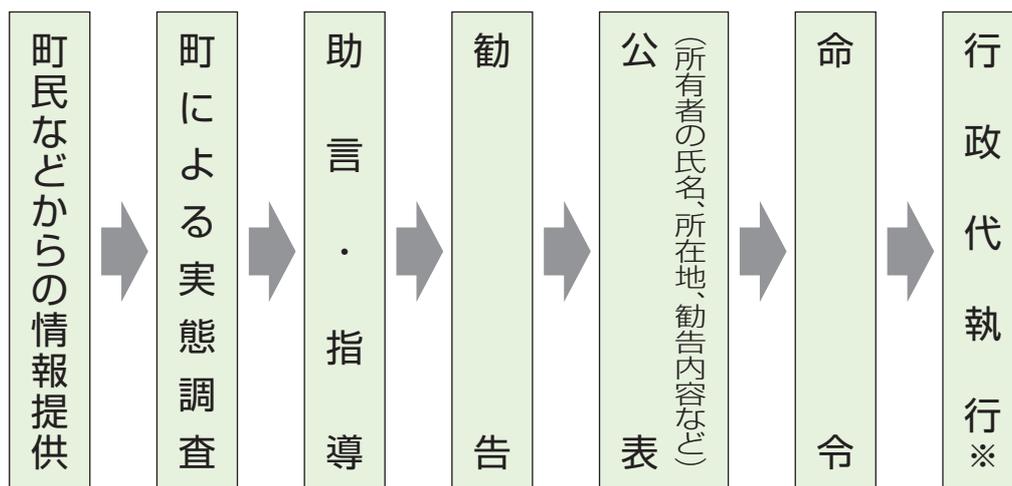
## 条例の主な内容

- 空き家などの所有者には、適正な管理を行う責務があります。
- 町民の皆さんは、管理不全な状態(注)にある空き家などの情報を、町にお知らせください。
- 町は管理不全な状態にある空き家などの所有者に助言、指導、勧告、氏名などの公表、命令を行います。
- 町からの命令などが履行されないまま放置され、著しく危険な状態にある場合には、行政代執行を行います。
- 所有者が高齢や遠隔地にお住まいなどで、空き家の改善などを行うことができない、または緊急な危険回避が必要な場合には、所有者の同意を得て、町が必要最低限度の改善措置を講じます(費用は後日、所有者から徴収します)。
- 警察その他関係機関と連携をとります。

(注) 管理不全な状態とは

- ・ 老朽化、自然災害などにより、建築物などが倒壊したり、建築資材が脱落・飛散するおそれがあることによって、人の生命などに被害が生じるおそれがある状態
- ・ 不特定者の侵入を容易に許し、犯罪を誘発するおそれがある状態

## 行政代執行までのフロー図



※行政代執行

所有者が命令措置を履行しないとき、履行しても十分でないときなどは、行政が代わりに実施(委託)し、その要した費用を所有者に請求できるものです。

## 町民の皆さんへ

- ・ 家屋の管理は所有者の責任です。破損した箇所は早急に修理するとともに、不特定者が容易に侵入できないように施錠するなど、適正に管理をしてください。
- ・ お近くに管理不全な状態にある空き家などがありましたら、町にご連絡ください。

【問合先】総務課